

## 生涯学習自主講座開設基準（熊本市公民館共通）

項目	開設基準	
1 講座内容	初心者向けの学習を基本とする。	
2 運営	各講座運営は、講座生が自主的に行う。	
3★ 開設期間	4月開講式から翌年の閉講式まで（1年間） 但し、開閉講式の実施については、開設申請者と公民館で協議のうえ、決定する。	
4 月回数	同一講座の実施回数は、2回までとする。	
5 時間	学習時間は、次の範囲内で2時間程度とする。 ①午前9時から正午まで（3時間） ②午後1時から午後5時まで（4時間） ③午後6時から午後10時まで（4時間）	
6 受講料	有料（講師謝礼金+使用料）÷受講生 + 教材費等 但し、講師謝礼金は、主催講座の金額を基準とする。	
7 自治会	講座の総合調整や活性化を図り、事業の推進に取り組むために自治会を設立することができる。 ①自治会加入の講座は、各公民館の自治会会則に則り、自治会費を納入して、その講座生全員が会員となる。（10-③と関連） ②自治会未加入の講座は、各講座で活動する。（10-④と関連）	
8★ 定員	①開設申請者と講師と公民館で決定する。 ②熊本市自治基本条例に定める市民で、10人以上とする。（部屋の定員を上限） 但し、原則10人以上の講座生の在籍が望ましいが、開設申請者と講師と公民館が協議して合意すればこの限りではない。	
9 講師の決定	①人選については、講座で協議決定する。（必要があれば公民館は講師の紹介を行う。） ②講師依頼については、公民館が行う。	
10 会場確保	①講座を開設する場合は、11月までの各公民館の設定期日までに公民館へ申請する。 ②その後、重複した場合は、開設申請者による抽選を行い、1年間の部屋を確保する。 ③自治会加入の講座は、自治会活動の中で地域貢献を推進するため、1年間の部屋を確保する。 ④自治会未加入の講座は、協働事業や地域還元、奉仕活動、新規講座生受入等の条件を設け、1年間の部屋を確保する。（計画書及び実績報告が必要。） ⑤部屋毎の午前・午後・夜間における生涯学習自主講座による占有率は、60%までとする。	
11 講座生募集	①公民館と連携して、開設申請者が受付をする。 ②初めて受講される方を優先して受け付ける。 ③公民館は、会場提供・広報（市政だより、チラシ等）を支援する。	
12★ 講師規約	①同一公民館での講座は、2講座までとする。 ②1人の講師が担当する公民館は、3公民館までとする。 ③講師の年齢上限は、80歳とする。 但し、開設申請者と講師と公民館の3者が了承すれば延長可能とする。	

上記基準を原則とするが、★印の項目については、講座と公民館で協議のうえ、各館の地域性と独自性を鑑み、実情に合わせた対応を可能とする。